

---

## 量の見込み(算出)について

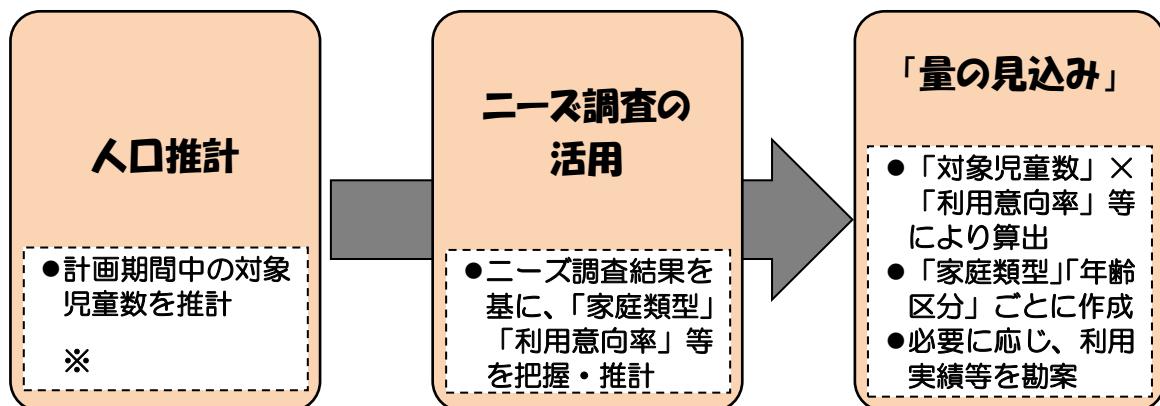
---



## 1 量の見込みの算出について

- 子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する必要があります。（法定計画）
- 計画の中に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

### ① 量の見込みの流れ



### ② 量の見込みを算出する事業（全国共通／国のワークシート使用）

区分	事業	対象年齢
教育・保育施設事業	1号認定（教育のみ利用：認定こども園及び幼稚園）	3歳児～5歳児
	2号認定（保育の必要性があるが、幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの）	3歳児～5歳児
	2号認定（保育の必要性あり：認定こども園及び保育所）	3歳児～5歳児
	3号認定（保育の必要性あり：認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳児、1歳児～2歳児
	時間外保育事業	0歳児～5歳児
地域子ども・子育て支援事業	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	事業対象は小学生であるが、量の見込みには5歳児の希望を利用
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0歳児～5歳児
	地域子育て支援拠点事業	0歳児～2歳児
	一時預かり事業（幼稚園児対象）	3歳児～5歳児
	一時預かり事業（その他）	0歳児～5歳児
	病児・病後児保育事業	0歳児～5歳児 1年生～6年生
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	0歳児～5歳児 1年生～6年生

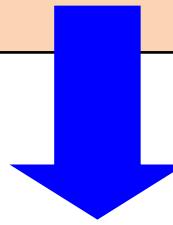
※これ以外に、「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」「妊婦健診事業」など、国のワークシートを使わずに量の見込みの検討が必要な事業があります。

## 2 ニーズ調査の活用

### ① 概要

- ニーズ調査結果の活用方法について、国は「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を提示しました。
- これら手引きによる量の見込みの算出方法は、おおむね次のとおりです。

- 1 父親や母親の現在の就労形態に、主に母親の就労希望を考慮した家庭類型を分類(潜在家庭類型)**
  - 2 ニーズ調査結果を基に、各施設・事業の利用希望について潜在家庭類型ごとに計算し、それぞれの利用意向率や利用希望日数を計算**
  - 3 算出した利用意向率や利用希望日数と対象児童数を掛け合わせ、量の見込みを算出**
- ※教育・保育の量の見込みは、認定区分ごとに算出する必要がありますが、ニーズ調査結果により分類された家庭類型ごとに認定区分を想定し、量の見込みに活用



### ② 認定区分

- 子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります（私学助成の幼稚園を利用する場合を除く）。

#### 【保育の必要性の認定区分】

- 1号認定：3歳児～5歳児、学校教育のみの利用（保育の必要性なし）
- 2号認定：3歳児～5歳児、保育の必要性あり・・・保護者の就労時間等による保育必要時間から、さらに標準時間利用、短時間利用に2区分される
- 3号認定：0歳児～2歳児、保育の必要性あり・・・保護者の就労時間等による保育必要時間から、さらに標準時間利用、短時間利用に2区分される

- ニーズ調査結果から見込み量を算出するにあたり、便宜的に認定区分を設定します。

### ③ 家庭類型と認定区分

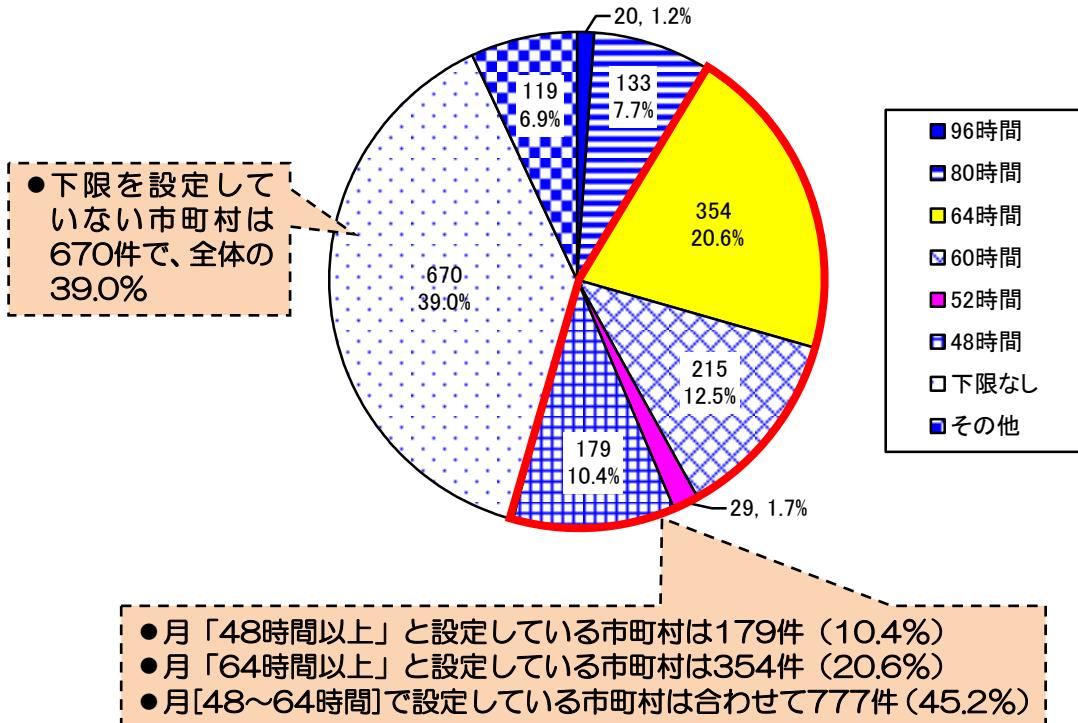
父母の有無と就労状況	家庭類型	認定区分・事業分類
ひとり親家庭	タイプA	2号認定、3号認定 ●保育認定② (認定こども園及び保育所、 +地域型保育)
フルタイム共働き	タイプB	
フルタイム・パートタイム等共働き (就労時間が月120時間以上、または月下限時間～120時間未満の一部)	タイプC	※ただし、現在幼稚園を利用してあり、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は ●保育認定①(幼稚園)
パートタイム等共働き (双方の就労時間が月120時間以上、または月64～120時間未満の一部)	タイプE	
フルタイム・パートタイム等共働き (就労時間が月下限時間～120時間未満の一部、または月下限時間未満)	タイプC'	
専業主婦(主夫)家庭	タイプD	1号認定 ●教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園)
パートタイム等共働き (いずれかが月下限時間～120時間未満の一部、または月下限時間未満)	タイプE'	
どちらも無業	タイプF	

※タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'を区別するのは、保育の必要性における「就労時間の下限」で、これについては、次ページに詳しく記載しています。

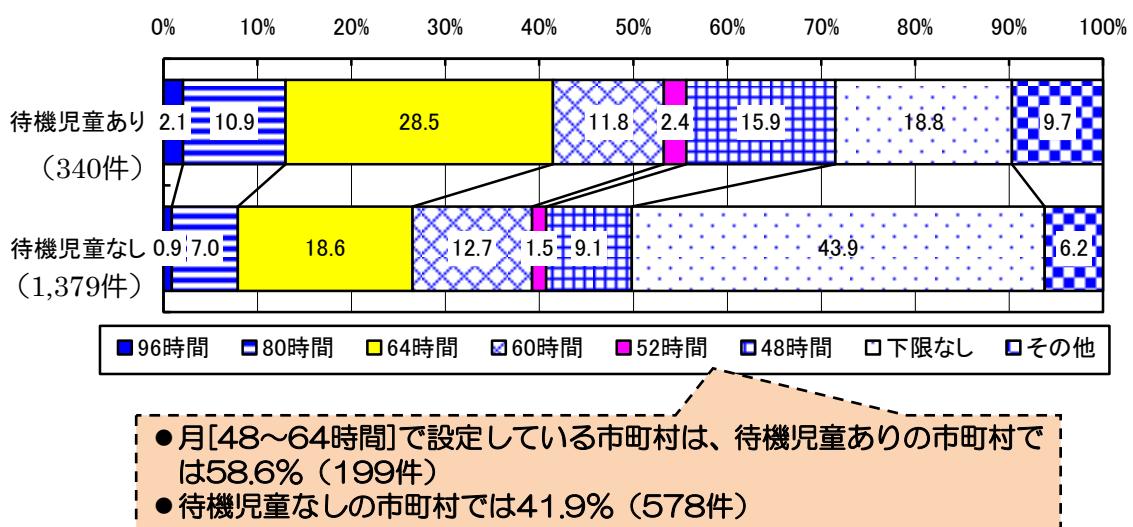
## ■参考1／保育の必要性における「就労時間の下限」について

※本市の現行制度では、就労時間の下限は月64時間で、これを引き下げた場合、より多くの子どもが「保育の必要性あり」とされ、「量の見込み」は大きくなります。

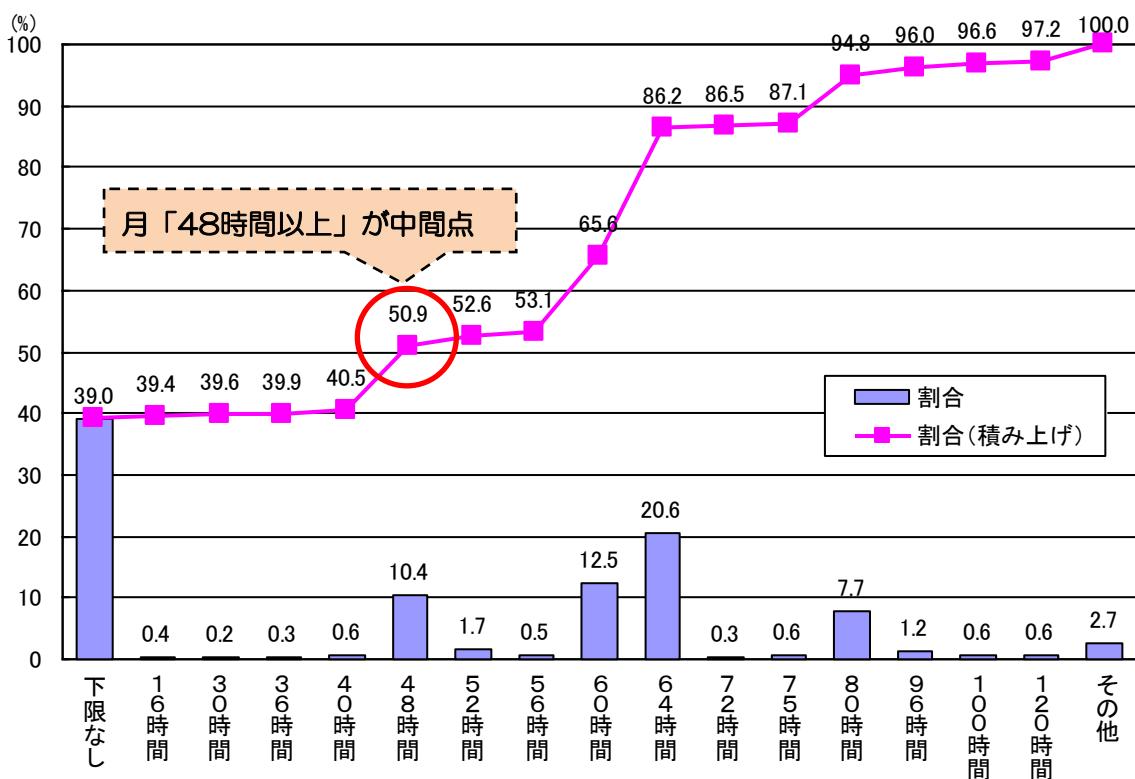
○就労時間の下限についての全国調査結果／厚生労働省保育課調べ（平成25年12月）  
回答数は1,742件、そのうち、保育未実施が23件のため、総数は1,719件



○待機児童の有無別就労時間の下限について

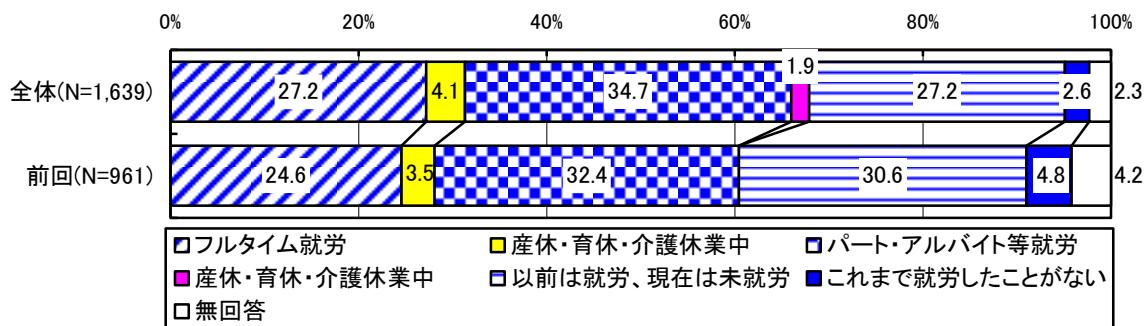


○自治体数割合でみた就労時間の月あたり下限設定状況

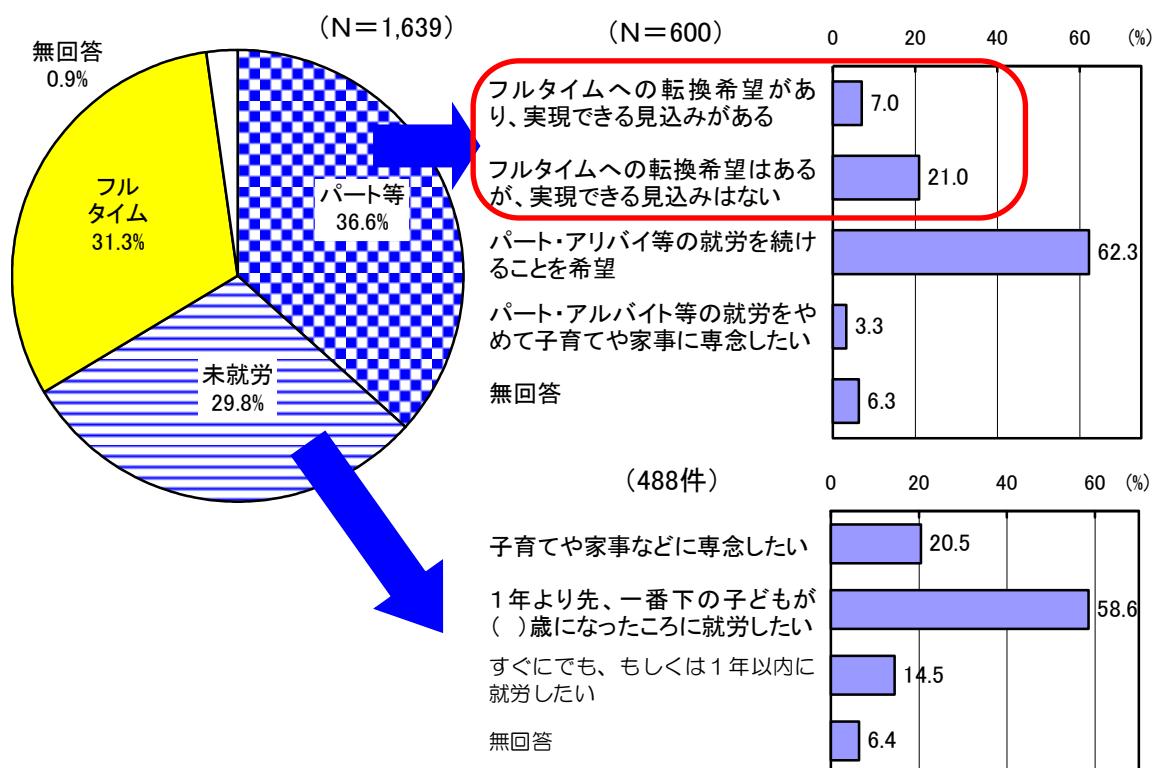


## ■参考2／本市の就学前の子どもの母親の就労状況（ニーズ調査結果から）

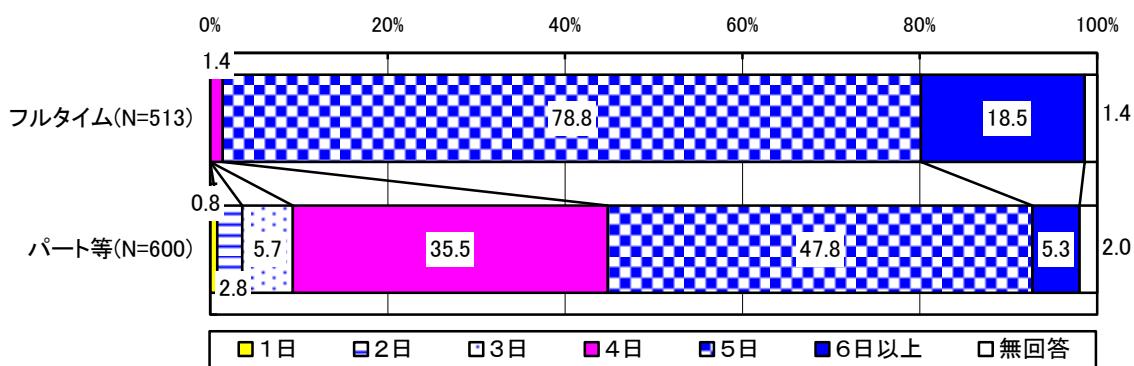
○母親の就労率は68%で、前回調査の61%より上昇



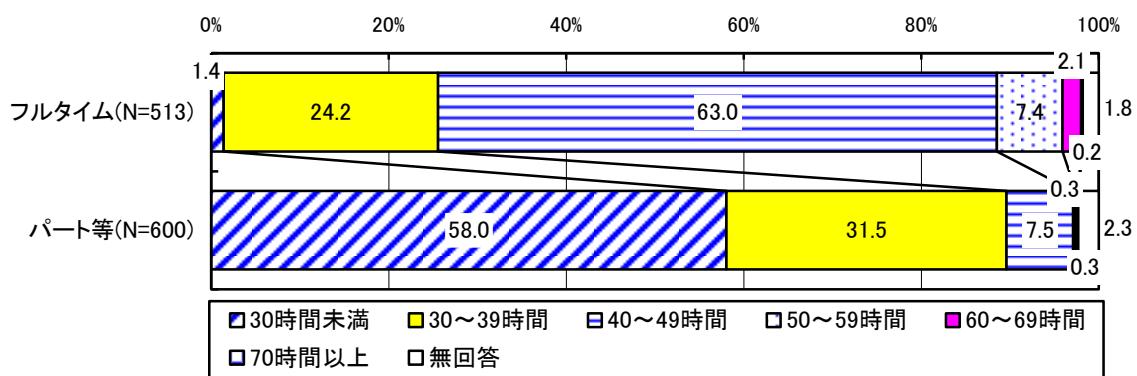
○パート・アルバイト等の就労者のフルタイムへの転換希望者は28%



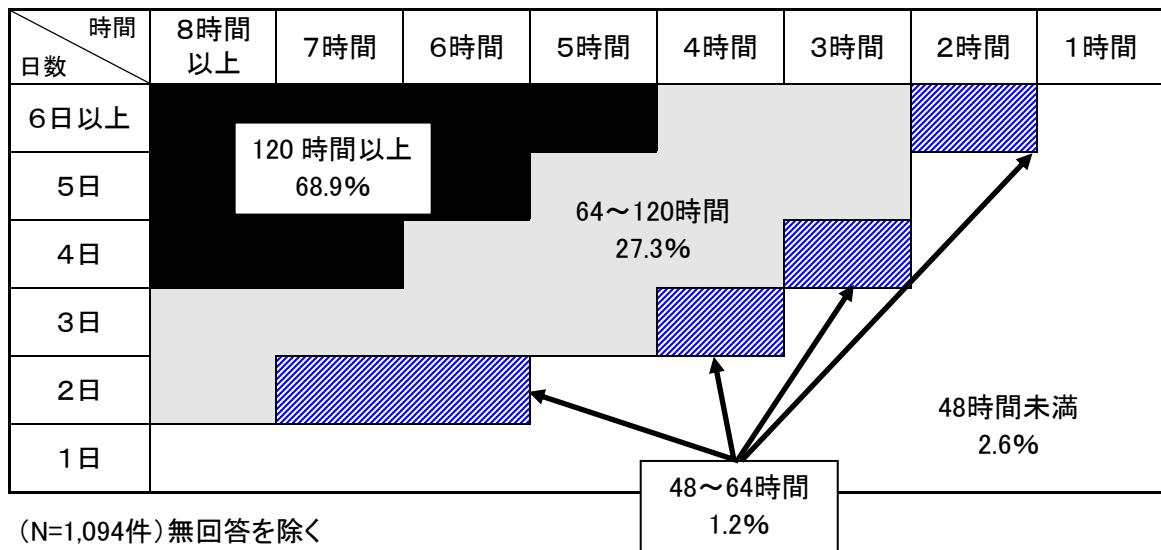
○1週あたりの就労日数では、フルタイムは【5日以上】が97%、パート等は【4日以下】が45%



- 1週あたりの就労時間では、フルタイムは【40時間以上】が73%、パート等は【40時間未満】が90%

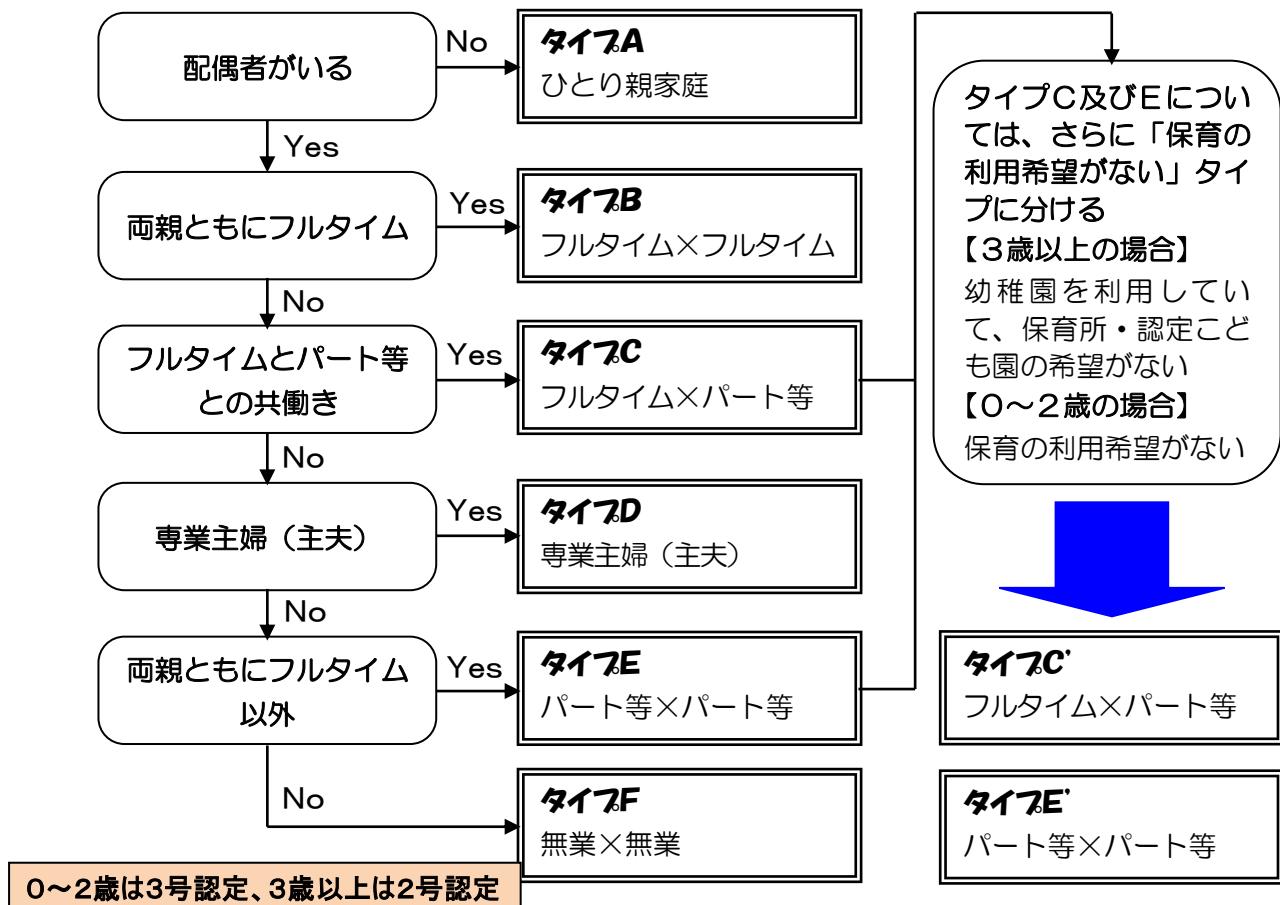


- フルタイムは、1か月あたり120時間以上の就労者が76%



#### ④ 父母の就労状況と家庭類型との関係

##### <STEP 1> 現在の家庭類型の算出

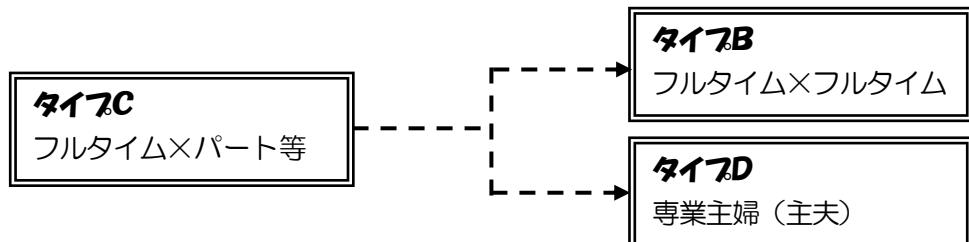


母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労 していない 6. 就労したこと がない
父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
	120時間 以上				
	120時間 未満下限 時間以上	タイプC	タイプE		
	下限時間 未満			タイプE'	
5. 現在は就労してい ない 6. 就労したこと がない		タイプD			タイプF

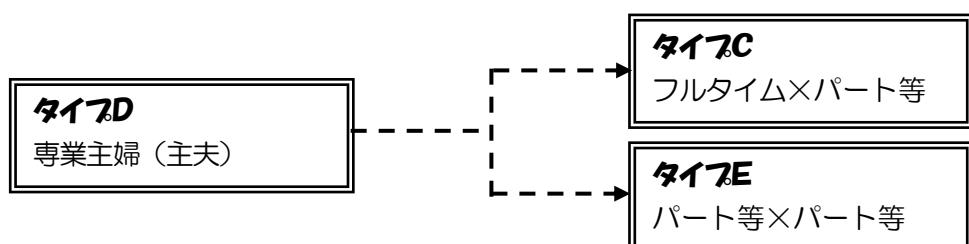
## <STEP 2>潜在家庭類型の算出

※「現在の家庭類型」で分別したタイプから、母親の就労状況の転換希望によりタイプを移動します、量の見込みの算出にあたり、潜在ニーズ（就労状況の転換希望を勘案したニーズのこと）を含めて行う必要があり、潜在家庭類型を算出します。

1) パート等から、フルタイムあるいは無業（専業主婦）への転換希望



2) 無業から、フルタイムあるいはパート等への転換希望



母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	120時間未満下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	Type B	Type C	Type C'	Type D	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	Type C	Type E	Type E'	Type D	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	Type C'	Type D	Type D	Type F	

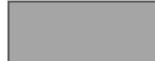
量の見込みの算出は、潜在家庭類型に基づき行います。

### 3 量の見込みの算出方法

※全国共通で「量の見込み」を算出する項目について、項目ごとに算出を行います。

基本的に算出の手順は、1ページにも記載しましたが、3つの要素を乗じることで行います。

**1 母数となる推計児童数(計画期間における将来人口の推計)**



**2 潜在家庭類型から対象となる類型の割合を乗じる**



**3 ニーズ調査で把握した対象施設・事業の利用意向を乗じる**



**推計児童数(人)×潜在家庭類型(%)×利用意向(%,回)=量の見込み**

## (1) 教育・保育施設事業

事業	対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	C'・D'・E'・F	3歳児～5歳児		今後利用したい教育・保育事業で、「幼稚園」または「認定こども園」を選択した者の割合
2号認定 (幼稚園利用希望が強い)	A・B・C・E	3歳児～5歳児	「推計児童数(人)」 ×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」	現在利用している教育・保育事業で、「幼稚園」を選択した者の割合
2号認定 (認定こども園及び保育所)	A・B・C・E	3歳児～5歳児	「家庭類型別児童数(人)」 ×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」	今後利用したい教育・保育事業で、「幼稚園」から「居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者の割合から、2号認定幼稚園の割合を除いた割合
3号認定 (認定こども園及び保育所十地域型保育)	A・B・C・E	0歳児 1・2歳児		今後利用したい教育・保育事業で、「認可保育所」から「居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者の割合

※利用意向は、無回答を除いて割り戻します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ① 時間外保育事業

#### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※ニーズ調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
A・B・C・E	0歳児～5歳児	「推計児童数(人)」 ×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」  「家庭類型別児童数(人)」 ×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」	今後利用したい教育・保育事業で、「認可保育所」から「居宅訪問型保育」のいずれかを選択し、かつ利用希望時間に <u>「18時30分以降」</u> を希望している者の割合

## ② 放課後児童健全育成事業

### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、ニーズ調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。  
なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることや、おおむね10最前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。

対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
A・B・C・E	5歳児	「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」	放課後の時間を過ごさせたい場所で、「放課後児童クラブ」を選択した者の割合

## ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※ニーズ調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も難難しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
すべての家庭類型対象	0歳児～5歳児	「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率」×「利用意向日数(日)」＝「量の見込み(人日)」	子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった者のうち、「ショートステイ事業」と「仕方なく子供だけで留守番をさせた」を選択した者の割合とその「平均日数」

#### ④ 地域子育て支援拠点事業

##### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※ニーズ調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
すべての家庭類型対象	0歳児～2歳児	「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率」×「利用意向回数(回)」＝「量の見込み(人回)」	「地域子育て支援センター」を利用している人と、「利用していないが、今後利用したい」と回答した者の割合を算出。「地域子育て支援センター」を利用している人と、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した者の月当たり平均利用回数

#### ⑤ 一時預かり事業

##### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※ニーズ調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
C'・D'・E'・F'	3歳児～5歳児	「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率」×「利用意向日数(日)」＝「量の見込み(人日)」	【ア】 今後利用したい教育・保育事業で、「幼稚園」または「認定こども園」を選択した者のうち、不定期な教育・保育事業を「利用したい」と選択した割合 【イ】 現在利用している教育・保育事業で、「幼稚園」を選択した者のうち、現在不定期な事業を利用しており、「一時預かり」または「幼稚園の預かり保育」を選択した者の割合

対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
A・B・C・E	3歳児～5歳児	「2号認定のうち幼稚園希望が強い者の数」×「利用意向」×「利用意向日数(就労日数)」＝「量の見込み(人日)」	幼稚園における在園児対象の一時預かりを利用するこによりカバーされるため、利用意向率を1.0と設定
すべての家庭類型対象	0歳児～5歳児	「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率」—「1号認定及び2号認定による利用者の利用意向日数」—「ベビーシッタ・その他の利用日数」＝「量の見込み(人日)」	不定期事業の利用意向に回答した者のうち、「利用したい」を選択した者の割合

## ⑥ 病児・病後児保育

### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※以下のいずれかの方法で設定すること。

- 1 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
- 2 ニーズ調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
A・B・C・E	0歳児～5歳児	「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率」×「利用意向日数(日)」＝「量の見込み(人日)」	子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合に「父親が休んだ」「母親が休んだ」を選択した者のうち、病児・病後児保育等の利用意向で「できれば利用したい」を選択した者と、「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選択した者の合計の割合

## ⑦ 子育て援助活動支援事業

### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※ニーズ調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

対象潜在家庭類型	対象年齢	算出方法	利用意向
すべての家庭類型対象	5歳児	「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型割合」＝「家庭類型別児童数(人)」 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率」×「利用意向日数(日)」 ＝「量の見込み(人日)」	放課後の時間を過ごさせたい場所で「ファミリー・サポート・センター」を選択した者の割合

### (3) その他の事業の見込み（ワークシートによらない）

#### ① 利用者支援に関する事業

##### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※ニーズ調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子どもまたは子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

#### ② 乳児家庭全戸訪問事業

##### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

#### ③ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

##### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

#### ④ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

##### 量の見込みの参酌標準（国の考え方）

※母子保健法（昭和45年法律第541号）第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

## 4 母数となる推計児童数（計画期間における将来人口の推計）

### （1）木津川市的人口動向

#### ① 総人口・年齢3区分別人口

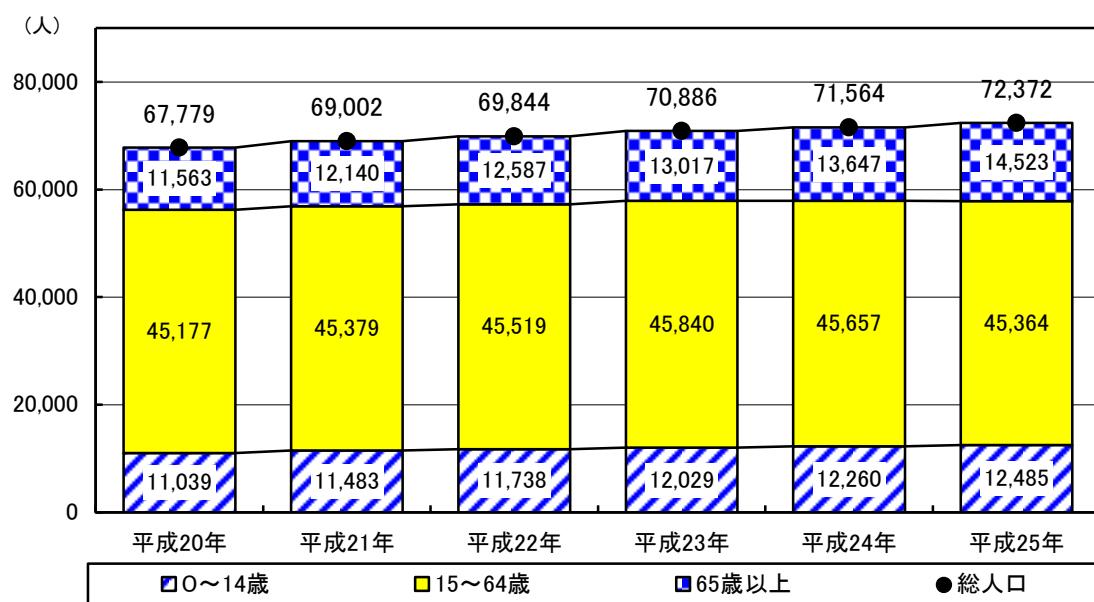
木津川市的人口動向を、平成20年以降の住民基本台帳（外国人を含む。各年3月末）によりみると、全国的な人口減少社会※の流れの中で、毎年人口増加を続け、平成20年の67,779人が、平成25年には72,372人となっています。これは年平均およそ920人増加していることになります。

年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は年々増加を続け、平成20年の11,039人が平成25年には12,485人となり、年平均およそ290人の増加となっています。

15～64歳の生産年齢人口も、毎年増加を続けていましたが、平成25年は前年より減少を示し45,364人となっています。

65歳以上の高齢人口は、年々増加を続け、平成20年の11,563人が平成25年には14,523人となり、年平均およそ590人の増加となっています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（外国人含む）、各年3月末

#### ※人口減少社会

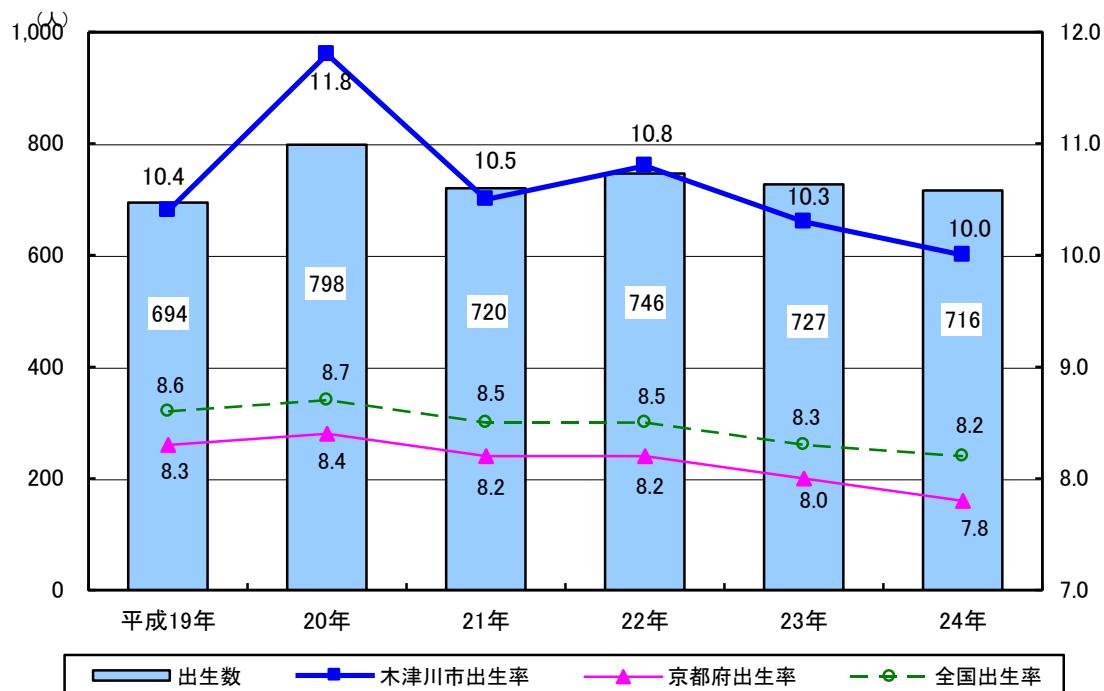
総務省では統計局では、国勢調査による人口を基に、毎月の日本の人口を推計していますが、平成17年国勢調査の結果、「1年前の推計人口に比べ2万人の減少、我が国の人口は減少局面に入りつつあると見られる。」と発表しました。これが人口減少が現実の問題として広く注目されるきっかけですが、実際には平成18年、平成19年はわずかに増加し、人口静止社会となっていました。それが平成20年には再び減少に転じ、その後減少率も徐々に大きくなっていることから、平成20年が人口減少社会「元年」と言えるということのようです。

なお、住民基本台帳による人口では、平成18・19年と減少、平成20・21年と増加、平成22年以降再び減少し、減少数も多くなっています。

## ② 人口動態・出生数

人口動態統計から出生数の推移をみると、増減しながら減少傾向を示し、平成24年は716人となっています。人口千人当たりの出生率は、京都府は全国水準よりも低く推移していますが、木津川市は京都府及び全国水準を上回って推移しています。

■出生数と出生率の推移



資料: 人口動態統計 :

## (2) 木津川市の将来子ども人口推計

### ① 推計条件

推計期間：平成26年～平成31年  
推計人口：子ども人口（0歳～5歳、小学生）  
推計対象：市全体

### ② 推計方法

#### ■コーホート変化率法で推計

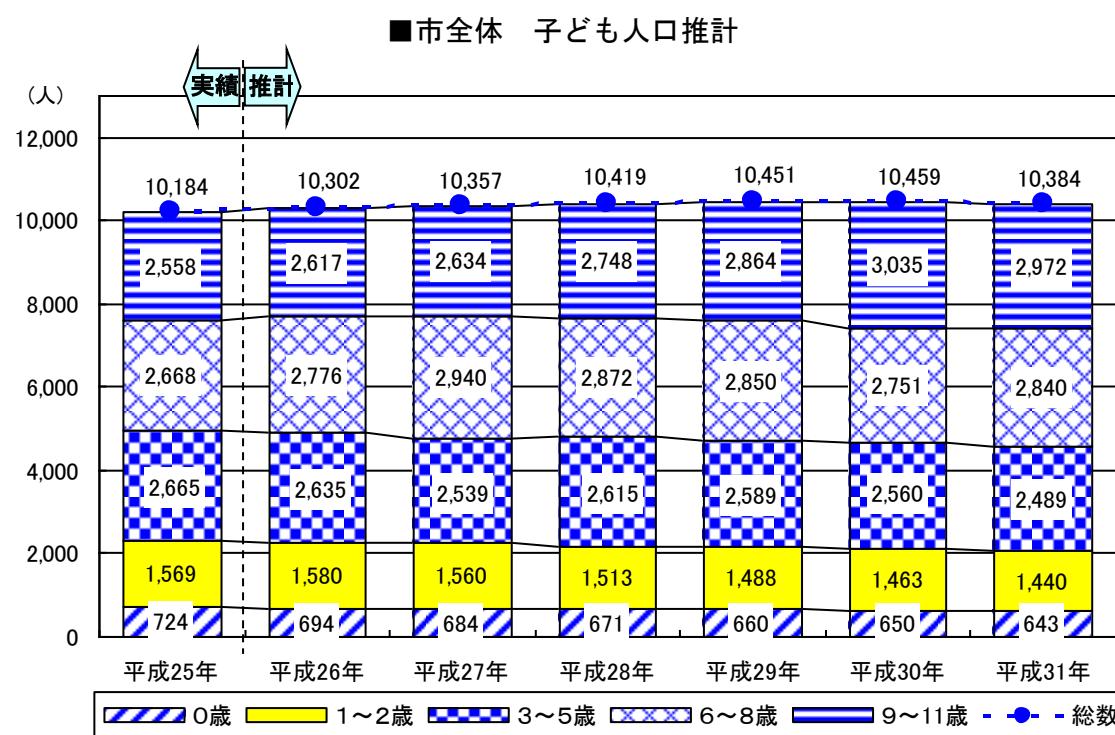
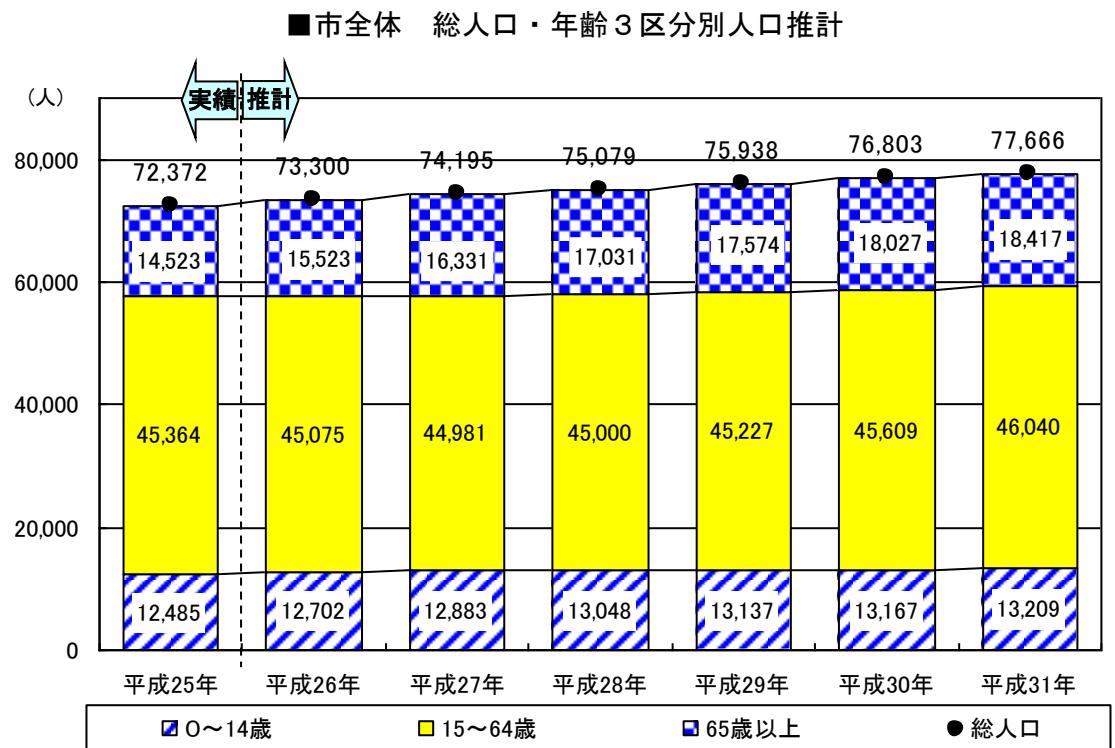
基準年：平成25年  
データ：平成20年～25年の3月末現在の地域別（加茂・山城・木津西・木津東）、性・年齢1歳階級別人口  
合計特殊出生率：国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月の推計（中位）に用いた仮定値を参考に、実際の市の出生数で補正  
地域別には、15歳から49歳までの女性こども比を仮定値として算出し設定  
男女児性比：1.054で固定

#### ※コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート法による人口推計の主な方法としては、「変化率法」と「要因法」があります。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

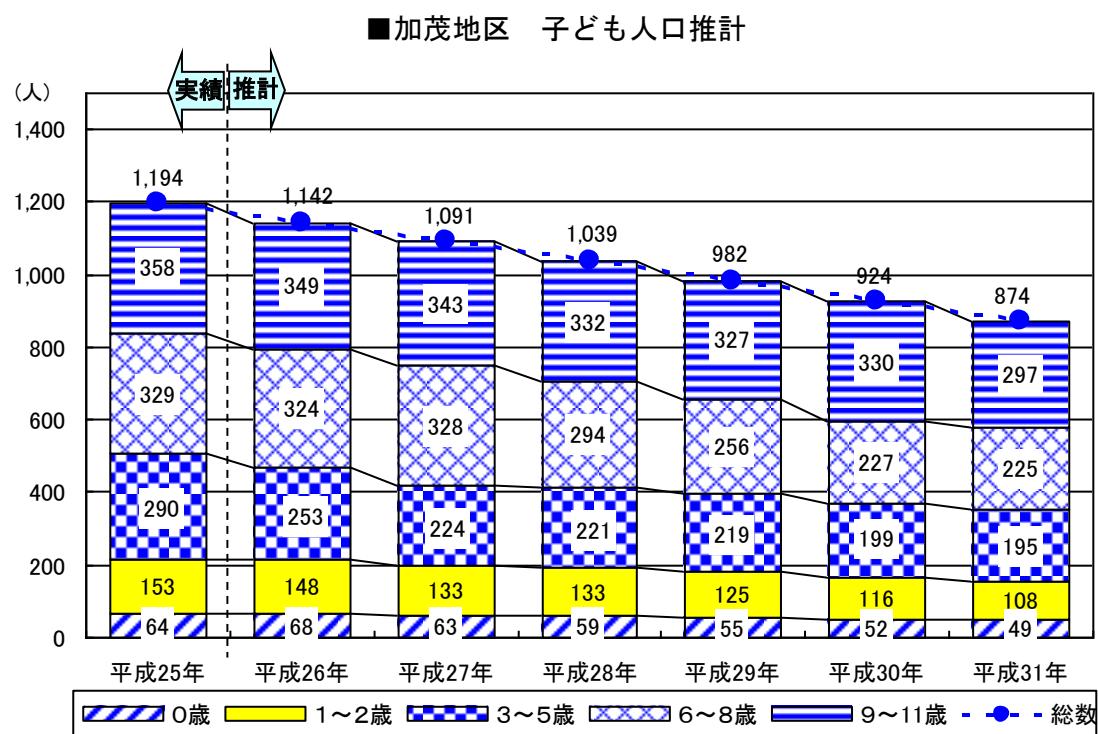
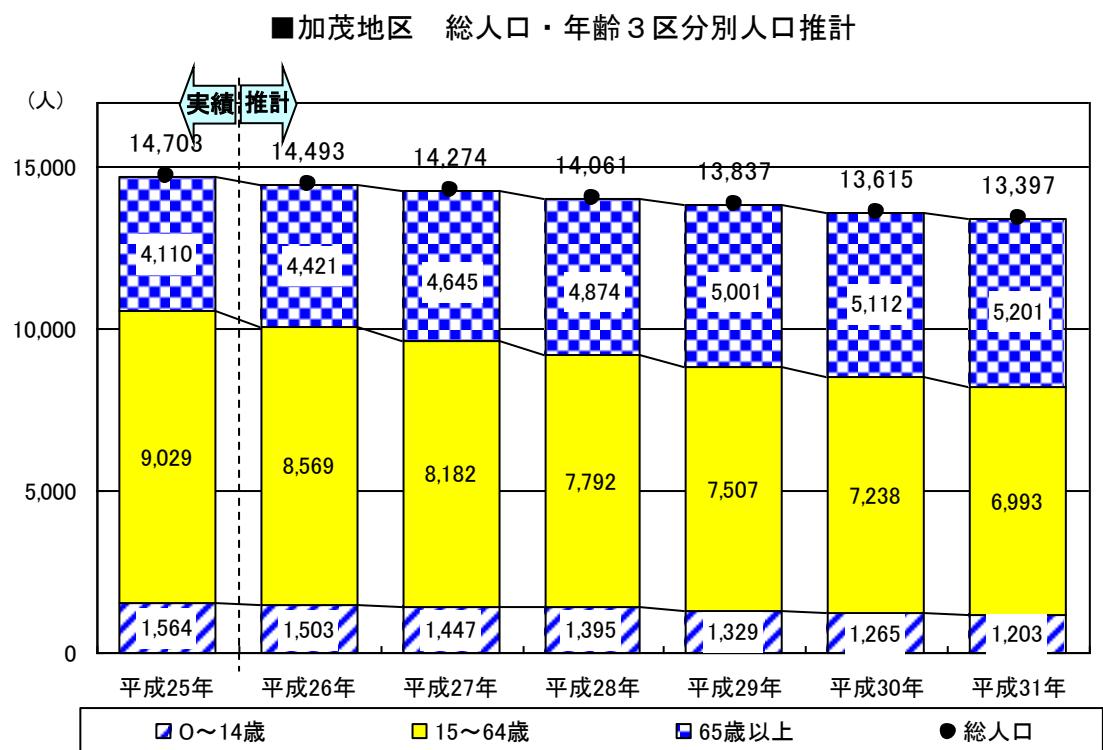
### (3) 推計結果



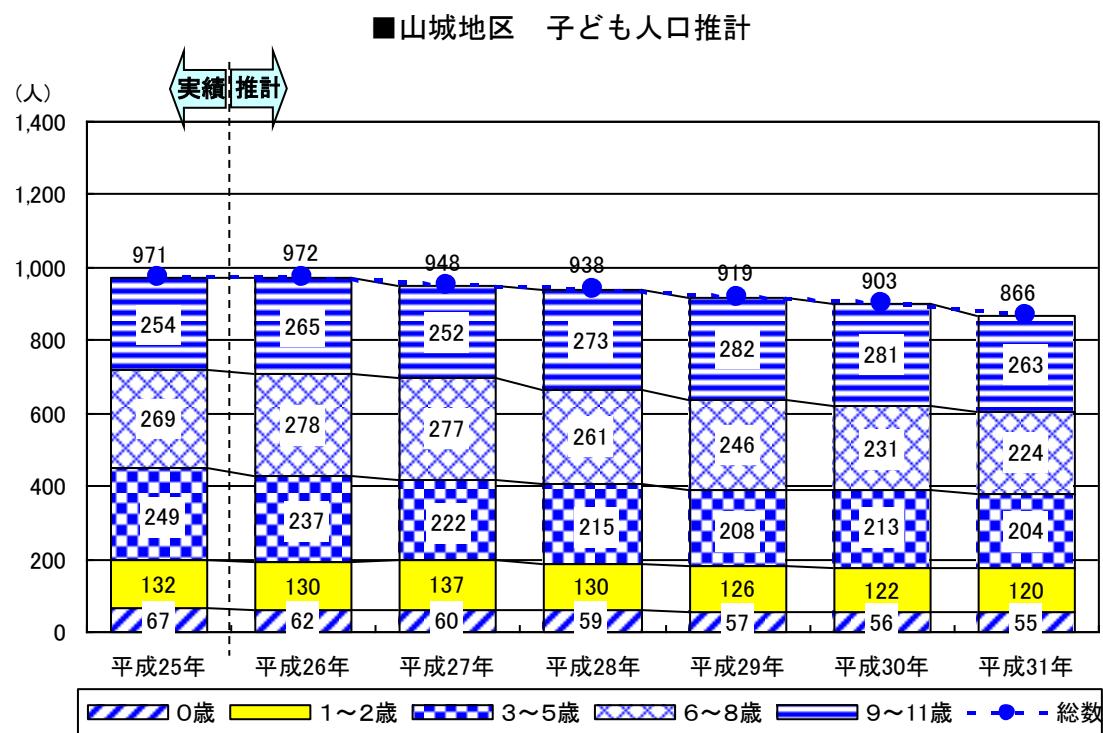
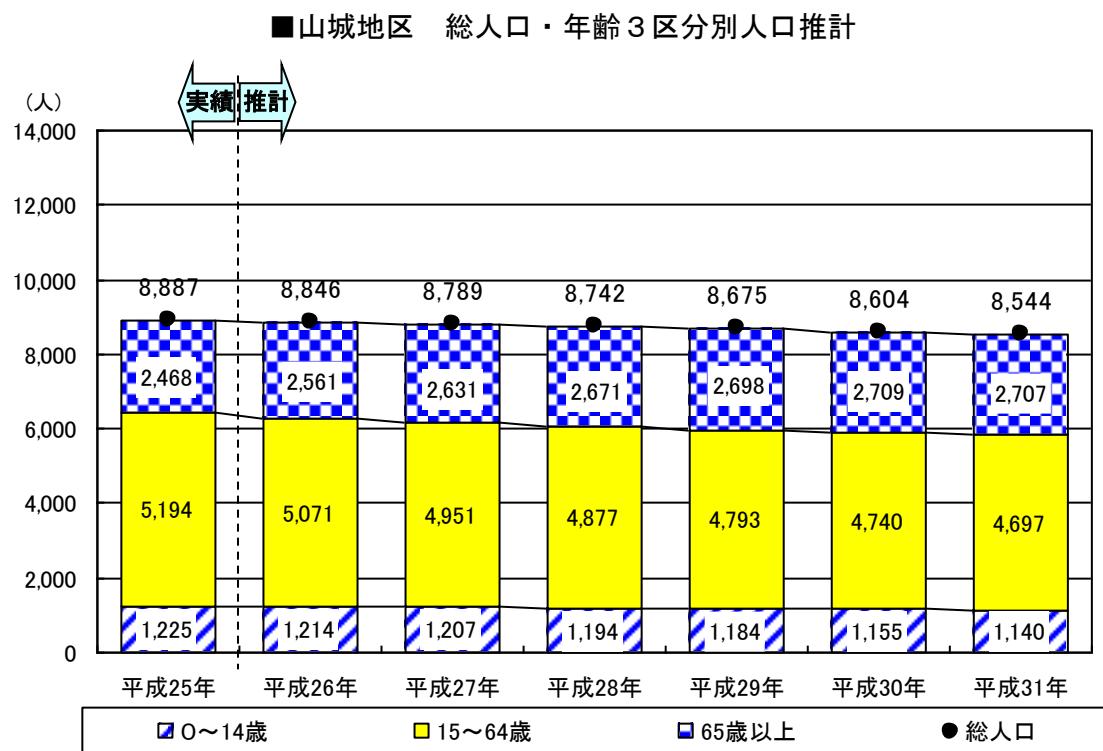
■市全体子ども人口の推計結果

年齢	実績	推計					
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳	724	694	684	671	660	650	643
1歳	766	778	744	734	720	708	698
2歳	803	802	816	779	768	755	742
3歳	788	842	838	859	816	807	792
4歳	956	811	867	861	885	840	830
5歳	921	982	834	895	888	913	867
小計	4,958	4,909	4,783	4,799	4,737	4,673	4,572
6歳	938	955	1,022	869	934	922	954
7歳	866	946	962	1,030	874	943	931
8歳	864	875	956	973	1,042	886	955
9歳	853	874	886	967	985	1,055	899
10歳	874	862	881	894	977	996	1,068
11歳	831	881	867	887	902	984	1,005
小計	5,226	5,393	5,574	5,620	5,714	5,786	5,812
12歳	777	842	893	879	900	913	996
13歳	772	784	849	900	885	908	921
14歳	752	774	784	850	901	887	908
15歳	725	759	781	793	860	910	896
16歳	682	734	766	791	801	872	923
17歳	724	687	737	771	795	808	878
小計	4,432	4,580	4,810	4,984	5,142	5,298	5,522
合計	14,616	14,882	15,167	15,403	15,593	15,757	15,906

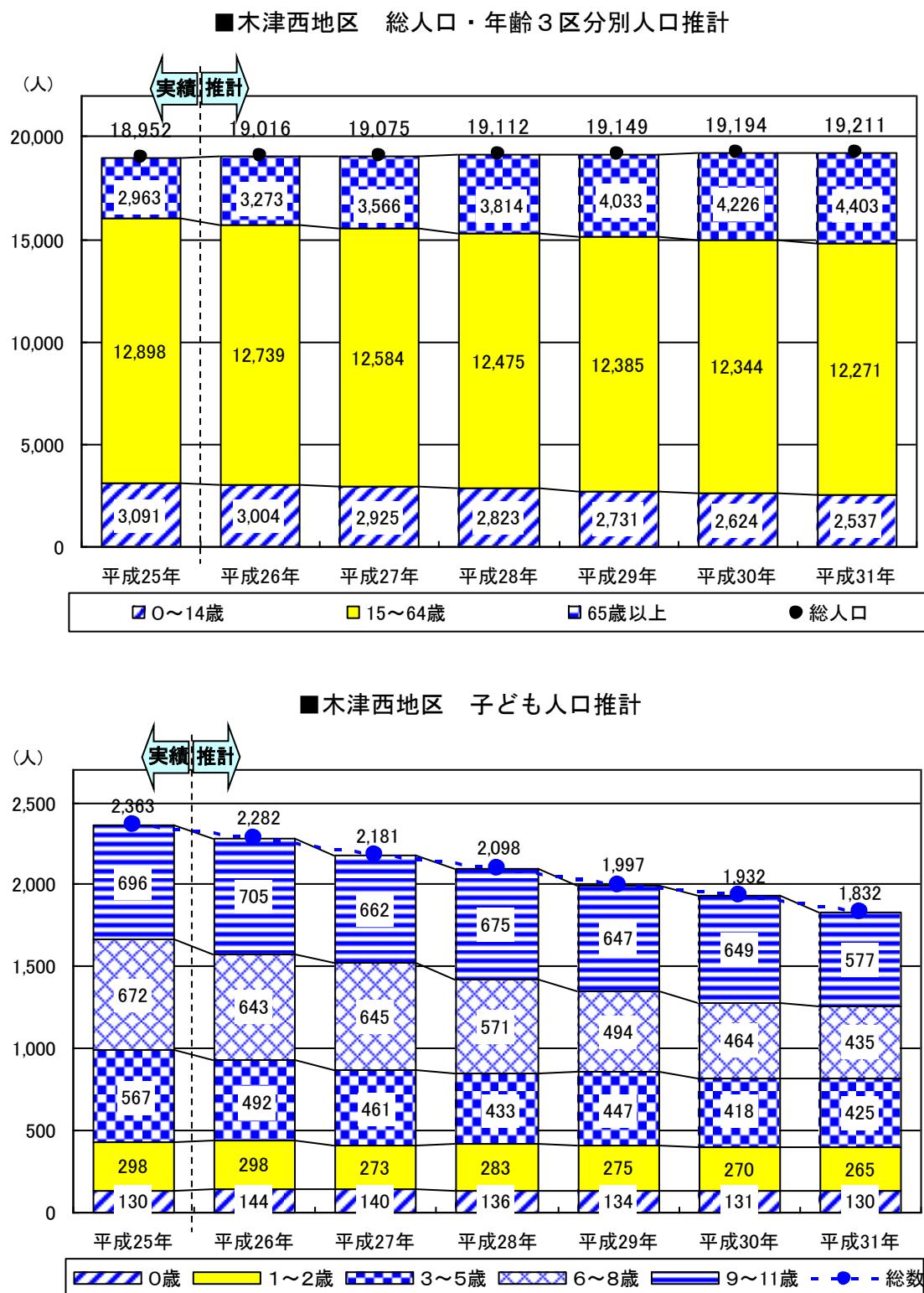
## ① 加茂地区



## ② 山城地区



### ③ 木津西地区



#### ④ 木津東地区

